令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件　総括表

案　　件	件　　数	備　　考
１．予　算　案	９	
２．条　例　案	１３	
制　　定	３	
一部改正	１０	
廃　　止	―	
３．そ　の　他	４６	
	・契約の締結　１２ ・契約の変更　１７ ・財産の取得　１ ・財産の処分　１ ・訴えの提起　１ ・損害賠償の額の決定及び和解　１ ・当せん金付証票の発売　１ ・指定管理者の指定　１０ ・専決処分の承認　２	
計	６８	
報　　告	１	
	・専決処分の報告　１	

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（予算案）

<table>
<tr><th>議 案 番 号</th><th>案　　件　　名</th></tr>
<tr><td>議案第１号</td><td>令和８年度千葉県一般会計補正予算（第５号）

（単位：百万円）
<table><tr><th>現計予算額</th><th>補　正　額</th><th>補　正　後</th></tr><tr><td>2,311,993</td><td>49,913</td><td>2,361,906</td></tr></table>
［内容］
・千葉連続風水害に伴う被害からの復旧・復興及び給与改定等に係るもの

・債務負担行為の設定

・繰越明許費の設定</td></tr>
<tr><td>議案第２号</td><td>令和８年度千葉県特別会計港湾整備事業補正予算（第１号）

［内容］
・債務負担行為の設定
・繰越明許費の設定</td></tr>
<tr><td>議案第３号</td><td>令和８年度千葉県特別会計土地区画整理事業補正予算（第１号）

［内容］
・債務負担行為の設定
・繰越明許費の設定</td></tr>
<tr><td>議案第４号</td><td>令和８年度千葉県特別会計上水道事業会計補正予算（第２号）

（単位：百万円）
<table><tr><th></th><th>現計予算額</th><th>補　正　額</th><th>補　正　後</th></tr><tr><td>収益的支出</td><td>89,870</td><td>232</td><td>90,102</td></tr><tr><td>資本的支出</td><td>68,412</td><td>69</td><td>68,481</td></tr></table>
［内容］
・給与改定等に係るもの</td></tr>
</table>

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（予算案）

議案番号	案件名

議案第５号　令和８年度千葉県特別会計工業用水道事業会計補正予算（第３号）

（単位：百万円）

	現計予算額	補正額	補正後
収益的支出	15,124	38	15,162
資本的支出	9,129	7	9,136

［内容］

・給与改定等に係るもの

議案第６号　令和８年度千葉県特別会計病院事業会計補正予算（第２号）

（単位：百万円）

	現計予算額	補正額	補正後
収益的支出	67,356	928	68,284

［内容］

・給与改定に係るもの

・債務負担行為の設定

議案第７号　令和８年度千葉県特別会計土地造成・管理事業会計補正予算（第２号）

（単位：百万円）

	現計予算額	補正額	補正後
収益的支出	10,616	36	10,652
資本的支出	4,303	90	4,393

［内容］

・給与改定等に係るもの

・継続費の設定

議案第８号　令和８年度千葉県特別会計流域下水道事業会計補正予算（第２号）

［内容］

・債務負担行為の設定

議案第９号　令和８年度千葉県特別会計水道用水供給事業会計補正予算（第２号）

（単位：百万円）

	現計予算額	補正額	補正後
収益的支出	12,073	36	12,109
資本的支出	4,603	16	4,619

［内容］

・給与改定等に係るもの

【担当課】
総務部財政課
043（223）2076

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案　　件　　名
議案第10号	千葉県宿泊税条例の制定について 観光の振興を図るとともに、県の魅力を高める施策に要する費用の財源として宿泊税を導入するため、宿泊税の賦課徴収に関し必要な事項を定める条例を制定するもの 《主な規定内容》 １．県内に所在する次の施設の宿泊者に対し、課税する。 （１）旅館業法に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業に係る施設 （２）住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） （３）国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊） ２．税率は定額制150円として、宿泊者から宿泊税を徴収する。なお、教育旅行、部活動や認定地域クラブ活動に伴う宿泊については課税免除とする。 ３．宿泊事業者が特別徴収義務者となり、県へ申告納入することを義務付ける。 〔罰則規定の内容〕 帳簿の記載義務違反等：１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 納税管理人に係る不申告：10万円以下の過料 《施行期日》 公布の日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日 【担当課】 総務部税務課 043（223）2126

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件名
議案第11号	千葉県議会の議員の一般選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について 流山市からの要望を踏まえ、有権者の利便性向上や無効票の削減、開票事務の効率化を目的として、流山市における県議会議員選挙の電子投票を実施するため、必要な事項を定める条例を制定するもの 《主な規定内容》 １．電子投票の導入は、県議会議員の一般選挙のみを対象とする。 ２．電子投票を導入する区域として、流山市を指定する。 ３．電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示方法は、原則１画面に全ての候補者の氏名等を表示する方法とする。 《施行期日》 公布の日 【担当課】 総務部市町村課 043（223）2145

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案　　件　　名
議案第12号	千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例の制定について 災害の発生を防止し、地域環境を保全するとともに、地域との共生を図るため、太陽光発電施設に係る施設管理基準及び許可制等の必要な規制を定めるほか、これに違反した場合の措置命令や罰則等を規定する条例を制定するもの 《主な規定内容》 １．全ての太陽光発電施設の設置者が遵守すべき、災害発生の防止及び地域環境の保全に必要な措置が行われ、地域と共生したものとなるようにするために必要な施設管理基準を定める。 ２．出力1,000kW以上の大規模太陽光発電施設の設置等を行おうとする者に対して、地域住民への説明会の開催等や施設毎にあらかじめ許可を受けることを義務付ける。 ３．許可を受けて大規模太陽光発電施設を設置する者に対して、情報公開等や知事への定期的な報告、施設の廃止時の届出等を義務付ける。 ４．条例の実効性を確保するため、条例に違反した場合の措置命令及び罰則等について規定するほか、大規模太陽光発電施設の関係者に対して、条例の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査を行うことができることとする。 〔罰則規定の内容〕 無許可設置、命令違反等：50万円以下の罰金 届出義務違反、報告義務違反、立入検査忌避：30万円以下の罰金 ５．条例施行の際、現に設置され、又は設置に着手されている既存施設の設置者に対し、届出を義務付ける等の必要な経過措置を設ける。 《施行期日》 令和9年10月1日 【担当課】 環境生活部温暖化対策推進課 043（223）4853

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案　　件　　名
議案第13号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 人事委員会勧告に基づき、給料表及び諸手当の改定を行うもの 《主な改正内容》 １．初任給の引上げのほか、中堅層以上や再任用職員について、昨年を上回る給料月額の引上げを行う。 行政職給料表における改定率：平均　3.3% ２．期末・勤勉手当の年間支給月数を引き上げる。 （現行）4.65月分　⇒　（改正後）4.70月分[＋0.05月分] ３．会計年度任用職員に対し、扶養手当及び住居手当に相当する報酬を支給する。 ４．その他所要の規定整備を行う。 《施行期日》 改正内容１・４　…公布の日等（令和８年４月１日から遡及適用等） 改正内容２　…公布の日（令和８年12月１日から遡及適用） 改正内容３　…令和９年４月１日 【担当課】 総務部人事課 043（223）3581

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案　　件　　名
議案第14号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 国特別職の期末手当の支給月数が改正されることとの均衡を考慮し、条例を改正するもの 《改正内容》 知事等特別職（知事、副知事、教育長、常勤監査委員及び知事特別秘書）の期末手当の年間支給月数を、国特別職に準じて引き上げる。 （現行）3.50月分　⇒　（改正案）3.55月分[＋0.05月分] ただし、知事、副知事、常勤監査委員及び知事特別秘書の令和８年度の引上げ分は支給しない。 《施行期日》 公布の日（令和8年12月1日から遡及適用） 【担当課】 総務部人事課 043（223）3581

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案　　件　　名
議案第15号	千葉県行政組織条例の一部を改正する条例の制定について 《改正内容》 柏市が児童相談所を設置することを踏まえ、県の「柏児童相談所」の名称を「東葛北部児童相談所」に変更するとともに、その所管区域についても変更を行うもの 改正前の所管区域：野田市、柏市、流山市、我孫子市 改正後の所管区域：野田市、流山市、我孫子市 《施行期日》 令和９年２月１日 【担当課】 総務部人事課 043（223）3581

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案　　件　　名
議案第16号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 教員の処遇改善を目的として、国が部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の算定基準を見直したことを踏まえ、部活動指導業務に従事した教員に支給する特殊勤務手当の額を改定するもの 《改正内容》 特殊勤務手当について、従事時間の区分を国の基準を踏まえた上で、手当額の引き上げを行う。

（日額）

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">改正後</th></tr>
<tr><td rowspan="3">部活動指導</td><td rowspan="2">2～4時間</td><td rowspan="2">1,800円</td><td>2～3時間</td><td>2,600円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3時間以上</td><td rowspan="2">3,900円</td></tr>
<tr><td>4時間以上</td><td>3,600円</td></tr>
</table>

《施行期日》
令和９年１月１日

【担当課】
教育庁企画管理部教育総務課
043（223）4006

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件名
議案第17号	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 《改正内容》 市町村に移譲している建築基準法等に基づく許可申請等の受理事務について、手続きの迅速化・オンライン化を図るため、県で直接事務を行うことに伴い、規定を削除するもの。 《県で直接行うこととする事務（主なもの)》 ・建築物の敷地の接道規制に係る許可の申請の受理 ・道路の位置の指定に係る申請の受理 等 《施行期日》 令和９年４月１日 【担当課】 県土整備部建築指導課 043（223）3192

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案　　件　　名
議案第18号	使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について 《改正内容》 １．政治資金規正法施行令の一部改正（令和９年１月１日施行）により、オンラインで提出された収支報告書について、電子データによる写しの交付方法が定められたことに伴い、写しの交付に係る手数料を新設するもの ・写しの交付手数料 （紙交付の場合）　10円／用紙１枚 （ＣＤ交付の場合）　100円／ＣＤ1枚　及び 210円／1ファイル※ （ＤＶＤ交付の場合）120円／ＤＶＤ1枚 及び 210円／1ファイル※ ※ＣＤやＤＶＤに格納する電子ファイルはＰＤＦ形式を想定 ２．その他所要の規定整備を行う。 《施行期日》 令和９年１月１日 等 【担当課】 総務部市町村課 043（223）2145

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件名
議案第19号	大利根土地改良施設管理条例の一部を改正する条例の制定について 国営大利根土地改良事業により造成され、県が管理する駒込堰管理橋において、老朽化に対応する改修を行うにあたり、旭市から徴収する負担金に係る規定等について、所要の改正を行うもの 《旭市から徴収する負担金に係る規定》 現　行：事業費から国庫補助を除いた1/2 改正後：事業費から国庫補助を除いた1/2以内 《施行期日》 令和９年１月１日 【担当課】 農林水産部耕地課 043（223）2851

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案　　件　　名
議案第20号	流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例及び千葉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 下水道法の一部改正（令和８年７月23日等公布）により、条例で引用する法令に項ずれ等が生じたことから所要の改正を行うもの ⇒条例内容の変更なし 《施行期日》 法の施行日 【担当課】 県土整備部下水道課 043（223）3356

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案　　件　　名
議案第21号	千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について 子育て世帯に対する住宅支援を拡充するため、収入基準を引き上げるなど、所要の改正を行うもの 《改正内容》 １．県営住宅における子育て世帯の収入基準（月収額）を、「二十一万四千円」から、「二十五万九千円」に引き上げる。 ２．子育て世帯として扱う世帯の範囲を、「小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯」から「十八歳未満の者がいる世帯」に拡大する。 ３．入居者又は同居者に妊娠中の者がいる世帯について、子育て世帯と同様に位置付ける。 ４．その他所要の規定整備を行う。 《施行期日》 令和９年４月１日 【担当課】 県土整備部住宅課 043（223）3233

令和８年１２月　定例県議会　提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件名
議案第22号	千葉県県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例の制定について 《改正内容》 　児童生徒数増加に伴う過密状況への対応を図ることを目的として、特別支援学校を新設するもの 《新設する特別支援学校の概要》 学校名／障害種別／設置学部／所在地 千葉県立花見川特別支援学校／知的障害／小学部 中学部 高等部／千葉市 千葉県立浦安特別支援学校／知的障害・肢体不自由／小学部 中学部／浦安市 《施行期日》 令和９年４月１日 【担当課】 教育庁教育振興部特別支援教育課 043（223）4079